

○環境庁告示第三十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十四条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十五日次のように猟区の設定を認可したから、同条第六項の規定により告示する。
昭和四十六年十月二十八日 環境庁長官 大石 武一

一 名称

豊田町猟区

二 事務所的位置
山口県豊浦郡豊田町役場

三 区域

山口県豊浦郡豊田町のうち、大字飯塚字石町の県道下関長門線と町道稲荷山線との交点を起点とし、同所から同町道を西に進み町道江良線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み旧林道北平線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み町道庭田線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道廣の子庭田線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道山崎梅ヶ坪線との交点に至り、同所から同町道を北に進み農道山崎線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み同農道の終点に至り、同所から同町字願成寺の町道長ヶ畑線の終点に至る小径(通称あし毛馬峠線)を北西に進み町道長ヶ畑線の終点から同町字大峠口に通ずる小径(通称表ヶ峠線)との交点に至り、同所から同小径を北西に進み県道豊浦豊田線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み県道豊田東野港線との交点に至り、同所から同農道を北に進み町道本路子越線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道美祿豊北線との交点に至り、同所から同農道を南東に進み県道油谷豊田線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み林道花浦線との交点に至り、同所から同林道を東に進み同林道の終点に至り、同所から同町字岩滑に通ずる小径(通称勇山線)を南に進み町道岩滑線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み同町道の終点に至り、同所から林道堀川線に通ずる小径(通称岩滑越線)を南東に進み林道堀川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み町道宇内線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道宇内稲見線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道稲見線との交点に至り、同所から同町道を北に進み林道鶴根線との交点に至り、同所から同林道を北に進み豊田町と長門市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道下関長門線との交点に至り、同所から同農道を南に進み町道ダム西側線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道下関長門線との交点に至り、同所から同林道を西に進み町道稲見線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道白土宮の尾線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道明教寺線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道美祿豊北線との交点に至り、同所から同農道を南東に進み県道下関長門線との交点に至り、同所から同農道を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

四 存続期間

昭和四十六年十一月一日から昭和五十一年十月三十一日まで

五 入猟承認料

一人一日につき五千円

○法務省告示第四十二号

大蔵省告示第四十二号
社債等登録法施行規則(昭和十七年大蔵省令第一号)第三条第一項の規定による外国法人の発行する債券を次のように指定する。
昭和四十六年十月二十八日

債券の名称
第二回アジア開発銀行円貨債券

法務大臣 前尾繁三郎
大蔵大臣 水田三喜男

○外務省告示第二十号

次に掲げる諸政府は、昭和三十年九月二十八日にヘーグで作成された、「千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に関する規則の統一に関する条約を改正する議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日にポーランド人民共和国政府に寄託した。
マラウイ共和国 昭和四十六年六月九日
スワジランド王国 昭和四十六年七月二十日
グアテマラ共和国 昭和四十六年七月二十八日
よつて、同議定書は、その第二十三条の規定に従い、昭和四十六年九月七日にマラウイ共和国について効力を生じ、また、同年十月十八日にスワジランド王国について、同年十月二十六日にグアテマラ共和国について、それぞれ、効力を生じた。
昭和四十六年九月二十三日付在本邦ポーランド大使館口上書
昭和四十六年十月二十八日付在本邦フランス大使館口上書

○外務省告示第二百十一号

外務大臣 福田 勉夫
ファイジー政府は、明治十七年三月十四日にパリで署名された「海陸電信線保護万国運台条約」を承認する旨を昭和四十六年八月十六日にフランス共和国外務省に通告した。
昭和四十六年九月二十八日付在本邦フランス大使館口上書

○農林省告示第八百二十二号

農林大臣 福田 勉夫
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号)の一部を次のように改正する。
昭和四十六年十月二十八日

別表第三の九の項中
「袋詰めされたそば、ひまの(倉庫一立方メートルにつき)五グラム以下」
「袋詰めされたそば、ひまの(倉庫一立方メートルにつき)五グラム以下」
「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」
「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」
「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」
「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」

「袋詰めされたそば、ひまの(倉庫一立方メートルにつき)五グラム以下」	「袋詰めされたそば、ひまの(倉庫一立方メートルにつき)五グラム以下」	「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」	「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」	「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」	「米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに附着する有害動物(こくじ)を除く」
倉庫一立方メートルにつき	倉庫一立方メートルにつき	倉庫一立方メートルにつき	倉庫一立方メートルにつき	倉庫一立方メートルにつき	倉庫一立方メートルにつき
五グラム	五グラム	五グラム	五グラム	五グラム	五グラム
四八時間	四八時間	四八時間	四八時間	四八時間	四八時間
一〇度以下	一〇度以下	一〇度以下	一〇度以下	一〇度以下	一〇度以下
二〇度以上	二〇度以上	二〇度以上	二〇度以上	二〇度以上	二〇度以上
一五度以下	一五度以下	一五度以下	一五度以下	一五度以下	一五度以下
一五度以上	一五度以上	一五度以上	一五度以上	一五度以上	一五度以上

次のように改める。

木材に附着するきくいむし等の有害動物	倉庫一立方メートルにつき	四八・五グラム	二四時間	一五度以下	一五度以上
木材に附着するきくいむし等の有害動物	倉庫一立方メートルにつき	三三・五グラム			

十七 エチレングダイ
プロマイド及びM
EPP又はマラソン
を含む混合油剤の
散布

二・五%のエチレング
ダイプロマイド及びM
EPP又はマラソン
剤を木材の表面一平方
メートルあたり三〇〇
立方センチメートル以
上

常温

輸入植物検疫規程別表第三の十七の項の消毒方法の基準については、昭和四十六年十一月十五日までは、なお従前の例によることとができる。